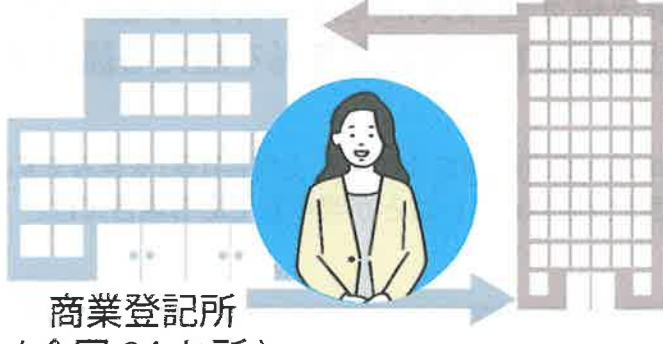


# —信頼の証— 実質的支配者リスト

## ①実質的支配者リストの写し交付申出

手数料  
無料



商業登記所  
(全国 84 か所)

株式会社  
(利用者)

A 銀行



B 信用金庫



C 信用組合



## ③リストの 写しを提出

## ②リストの確認・写しの交付

### 実質的支配者リストとは

株式会社の実質的支配者の氏名やその保有する議決権などが記載されたリストです。

この制度では、株式会社が作成した実質的支配者リストについて、商業登記所で所定の添付書面による確認を行った上で、その写しに登記官の認証文を付けた証明書を交付します。

### 利用のメリット

#### 1 金融機関等：信頼性の高い実質的支配者情報が得られる

実質的支配者リストの内容については、商業登記所の登記官が確認を行っているため、公的に証明された信頼性の高い実質的支配者情報を取得できます。

#### 2 株式会社：金融機関等で必要な手続がスムーズに

実質的支配者リストは再交付も可能であり、提出が必要になったときにも利用できます。



## 制度を利用する法人

株式会社（特例有限会社を含む。）が、この制度を利用することができます。

※持分会社や一般社団法人・一般財団法人等は、この制度の対象ではなく、利用することができません。

### 会社設立時のご利用が便利です。

起業して新たに会社を設立するときなどに、併せて実質的支配者リストの申出をして写しの交付を受けていると、金融機関等において新規の法人口座を開設する際などの実質的支配者の確認手続がスムーズに行えます。

## 制度の対象となる実質的支配者

- ① 株式会社の議決権総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（※）
- ② ①に該当する者がいない場合は、株式会社の議決権総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（※）

※犯収法施行規則第11条第4項により、自然人とみなされるもの（国、地方公共団体、上場会社等）を含みます。

なお、当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかである場合には、実質的支配者に該当しません。

## 手続きの流れ

### 1. 会社による申出

実質的支配者リストの写しの交付を受けるためには、管轄の商業登記所に実質的支配者リストの保管及び写し交付申出をする必要があります。

具体的には、以下の流れとなります。

- ① 実質的支配者リストを作成
- ② 申出に必要な申出書と添付書面を準備  
→ 管轄の商業登記所に持参または送付して申出

※手数料は無料。また、代理人による申出も可能です。

#### ＜添付書面の例＞

- ・株主名簿の写し
- ・申出をする会社の代表者の本人確認書面

### 2. 登記所での確認・交付

登記官が申出の内容を確認の上、実質的支配者リストを保管します。

申出をした会社には、登記官の認証文付きの実質的支配者リストの写しが交付されます。

### 3. 利用

実質的支配者リストの写しを金融機関などに提出します。

※2. で保管された実質的支配者リストについては、写しの再交付の申請をすることができます。